

(別表2)

NO.	銘柄名	違反行為期間		課徴金の計算		売買株数
1	株式会社 滋賀銀行	平成26 年 3月7日	午後0時15分35秒 頃 ～午後0時15分44 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	4,000株(実際の買付数量) + 0株(違反行為開始時に所有している数量) = 4,000株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(582円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)	2,328,000円(582円×4,000株) － 1,968,000円(492円×4,000株) = <u>360,000円</u>
				課徴金額		360,000円
2	株式会社 岡村製作所	平成26 年 3月19日	午後0時9分29秒 頃 ～午後0時9分38 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	1,000株(実際の買付数量) + 0株(違反行為開始時に所有している数量) = 1,000株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(909円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)	909,000円(909円×1,000株) － 757,000円(757円×1,000株) = <u>152,000円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		150,000円
3	株式会社 リョーサン I	平成26 年 3月24日	午後0時11分41秒 頃 ～午後0時11分53 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	200株(実際の買付数量) + 0株(違反行為開始時に所有している数量) = 200株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(2,220円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)	444,000円(2,220円×200株) － 380,200円(1,901円×200株) = <u>63,800円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		60,000円
4	株式会社 リョーサン II	平成26 年 3月24日	午後0時12分21秒 頃 ～午後0時12分44 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	100株(実際の買付数量) + 200株(違反行為開始時に所有している数量) = 300株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(2,220円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) (※実際の買付に、違反行為の開始時の価格(1,901円)で買付けたものとみなされる違反行為開始時に所有している有価証券の数量を加えたもの))	666,000円(2,220円×300株) － 570,300円(1,901円×300株) = <u>95,700円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		90,000円
5	株式会社 リョーサン III	平成26 年 3月24日	午後0時13分8秒 頃 ～午後0時13分21 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	100株(実際の買付数量) + 300株(違反行為開始時に所有している数量) = 400株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(2,220円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) (※実際の買付に、違反行為の開始時の価格(1,901円)で買付けたものとみなされる違反行為開始時に所有している有価証券の数量を加えたもの))	888,000円(2,220円×400株) － 760,400円(1,901円×400株) = <u>127,600円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		120,000円
6	パナホーム 株式会社	平成26 年 3月27日	午後0時9分57秒 頃 ～午後0時10分36 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	1,000株(実際の買付数量) + 0株(違反行為開始時に所有している数量) = 1,000株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(721円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)	721,000円(721円×1,000株) － 617,500円(617.5円×1,000株) = <u>103,500円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		100,000円
7	株式会社 奥村組 I	平成26 年 3月27日	午後0時12分45秒 頃 ～午後0時12分52 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	2,000株(実際の買付数量) + 0株(違反行為開始時に所有している数量) = 2,000株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(477円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)	954,000円(477円×2,000株) － 792,000円(396円×2,000株) = <u>162,000円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		160,000円
8	株式会社 奥村組 II	平成26 年 3月27日	午後0時13分30秒 頃 ～午後0時13分35 秒頃	買付数量が売付 数量を超える場 合の、当該超える 数量に係るもの	買付数量が売付数量を超える数量	1,000株(実際の買付数量) + 2,000株(違反行為開始時に所有している数量) = 3,000株
					(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(477円)×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) (※実際の買付に、違反行為の開始時の価格(396円)で買付けたものとみなされる違反行為開始時に所有している有価証券の数量を加えたもの))	1,431,000円(477円×3,000株) － 1,188,000円(396円×3,000株) = <u>243,000円</u>
				課徴金額 ※1万円未満切捨て		240,000円